

1:5,000

500

0 50 100



06PE141	06PE142
06DE142	06DE144
06PE143	06PE144
06PE241	06PE242

土地利用基本計画の基本区域

	- エル利用を不計画のを不区域		
	凡 例		
	① 広域的拠点区域		
	② 副次的拠点区域		
	③ 地域拠点等の拠点区域		
	④ 工業用地区域 (隣接地への連担可能地区)		
	⑤ 服部・西明寺沿道区域		
*	⑥ 既存集落及びその周辺区域		
	⑦ 郊外住宅団地区域		
<u></u>	⑧ 幹線道路沿道区域(幹線道路地区) 名阪国道インターより1kmの範囲と国道368号		
	⑧ 幹線道路沿道区域(沿道サービス道路地区)		
	⑨ 広域的医療福祉区域		
	⑩ 保全区域 (①~⑨以外の全ての区域)		
	都市計画区域		
	行政区域		

^{※・}⑥「既存集落及びその周辺」は表示していない。
・郊外住宅団地は、指定既存団地、宅開条例団地・開発団地の主な団地を表示。
・その他条例施行以前に許可を受けた土地については、従前の許可による。

06PE143

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2017 三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000)」を使用し、調製したものである。(承認番号:三総合地第9号)本成果を複製あるいは使用して地図を調製する場合は、同組合の承認を必要とする。